

議案第 40 号

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 128 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項中「15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」を「18 歳未満児（障がい者又は一人親家庭等の児童である者を除く。）」に改め、同条第 10 項中「親権を行う者」を「18 歳未満児の父又は母」に、「子ども」を「当該 18 歳未満児」に改め、「監護し」の次に「、又は扶養し」を加え、「者を」を「ものを」に改める。

第 6 条に次のただし書を加える。

ただし、保険医療機関等がオンライン資格確認端末を用いて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードにより受給資格者の資格情報を確認することができる場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条にただし書を加える改正規定は公布の日から、次項の規定は令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の伊賀市福祉医療費の助成に関する条例第 2 条第 5 項に規定する子どもに該当することとなる者の第 3 条第 1 項の規定による申請並びに当該者に対

する同項の規定による認定及び交付は、この条例の施行の日前においても、同項の規定により行うことができる。